

第 1 回検討会の概要

■日時

令和3年2月14日（木） 10:30～12:30

■場所

中央合同庁舎3号館6階都市局局議室（Web併用）

■出席者（五十音順、敬称略）

【委員】

秋田典子、阿久津正典[Web]、坂井文[Web]、佐藤留美、出口敦[Web]、榑野良明、根来千秋[Web]、広脇淳[Web]、
蓑茂寿太郎（委員長）

【事務局】

国土交通省ほか

■欠席者（敬称略）

【委員】

涌井史郎

■議事

- （1）平成26, 27 年度検討会の検討内容とその後の成果の振り返り
- （2）本検討会における検討課題

■配布資料

委員名簿

配席図

資料 1 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会について

資料 2 平成26, 27 年度検討会の検討内容とその後の成果の振り返り

資料 3 本検討会における検討課題

資料 4 第2回、第3回のゲストスピーカーについて

参考資料 1－1 平成26, 27 年度検討会報告後の施策一覧（資料 2 のP5再掲）

参考資料 1－2 本検討会の検討見取り図（資料 3 のP3再掲）

参考資料 2 資料 2 に係る参考事例等

参考資料 3 資料 3 に係る参考事例等

第1回検討会の意見概要

■資料2「平成26, 27年度検討会の検討内容とその後の成果の振り返り」に関する意見

1. つくる公園行政の延長線上では成果が出てきている一方、使う公園行政という側面ではあまり進んでいない印象を受ける。つくる公園行政から使う公園行政へシフトしていくという方向性で整理していけるとよいのではないか。
2. 公園種別（規模や性質）によってマネジメントの仕方は全く異なる。公園種別ごとに状況を整理したうえで、公園種別ごとに分けてできること、やるべきことを議論した方がよい。
3. 今後の公園をどうしていくべきかという大きな視点に立った際には基盤の強化の観点も重要であり、デジタル化の急速な進展とニューノーマルへの対応が公園管理においても求められる事項である。
4. 先進的な地方公共団体では取組が進んでいる一方で、特に技術者が不足する地方公共団体では旧態依然の取り組みに留まることが多い。人材育成や公園評価等の地方公共団体を支える仕組みが求められる。
5. 公園のストックとしての考え方が重要であり、都市の中のストックとしての公園と、公園そのもののストックでは考え方が異なるため整理して検討すべきである。

■資料3「本検討会における検討課題」に関する意見

（1）全般に関する意見

6. つくる公園から使う公園にシフトしていくためには、都市公園に対するニーズ、社会経済状況の変化やトレンドへの理解のため、公園担当職員や指定管理者への研修が必要である。
7. 管理運営に関しては、制度化、予算措置やグッドプラクティスの紹介等により国からメッセージを発し、また、公園管理者の意識啓発を行うことが重要である。
8. 国際的な流れを踏まえると、社会経済状況の変化について、「ネイチャーポジティブ」という観点を加える必要があるのではないか。また、公園の品質を向上させるためには、自治体内の多分野の部署連携が必要。
9. ニューノーマルの時代を迎え、社会における公園緑地に対する意識が想像以上に高まっている。子育て支援と健康づくり・ウェルネスのテーマも検討すべきで、時代に合わせて公園を使い倒すことが重要。
10. 本検討会での議論に当たっては、事務局から先行的な取り組み事例を提示してもらえると議論を行いやすい。

第1回検討会の意見概要

■資料3「本検討会における検討課題」に関する意見

(2) 論点①「公園の利用ルールの多様化」に関する意見

(3) 論点②「公園における安全・安心の確保」に関する意見

11. 公園の立地、種別、規模、背景、使われ方等に応じてルール作りの検討を行うことが必要である。

(4) 論点③「管理運営の担い手の拡大」に関する意見

【協議会の運営について】

12. 政策推進に当たっては協議会が機能することが重要である。協議会の組織体制は様々であることから、整理を行ったうえで、アメリカのコンサーバンスーのようにするための方策について議論したい。

13. 行政職員のリソースは限られ、一定期間での異動もある状況においては、行政職員のみでの協議会運営は難しい。そのため、協議会運営の今後のあり方を考える際には、「公民連携」と「行政と民をつなぐ」中間支援組織のあり方について検討が必要である。

14. NPOや民間事業者等の新しい要素と地域住民や行政等の旧来からの要素の連携についても議論すべきである。

15. 都市公園法に基づく協議会ではなくとも、利用者や地域の方と話し合っている会議体の事例も収集して議論することが望ましい。

【公園の種類等に応じた運営コンセプトについて】

12. 公園の管理運営に多様な主体の参画を求める際、公共性の担保の方法には工夫が必要である。何を実施して良いのかの判断の根拠となるように、公園を中心とする共同体としてのコンセプトや共有する公園像を示すことが望ましい。

13. 様々な種類の公園がある中で、どのような使い方や貢献が望まれるのか、また、参画する民間主体の性質は異なる。公園の種類ごとの役割・機能の整理やまちづくりの観点を持った検討が必要である。

【健康づくりの場としての公園について】

12. 公園で実施する健康づくり等の取組により、民生部門から公園管理運営費を一部拠出する方向性を考えることも必要である。

13. ニューノーマルの時代となり街区公園や児童公園の利用が増えた。そうした公園の利用状況の変化を踏まえた管理のあり方の検討が必要である。

第1回検討会の意見概要

■資料3「本検討会における検討課題」に関する意見

(5) 論点④「管理運営のインセンティブ」に関する意見

14. 二酸化炭素吸収量等により公園の評価を行うことも考えられる。ESGのように、環境貢献としての公園への関わり方をインセンティブとして民間事業者に示していくと良いのではないか。
15. 民間事業者の収益機会の創出など指定管理者制度のさらなる活性化が重要である。
16. 公園の立地、種別、規模、背景、使われ方等に応じてインセンティブの検討を行うことが必要である。
17. P-PFIのキーワードは「還元」だと考えるが、特定公園施設の充実が見えにくい。P-PFIにより公園にどのような効果があったかについて評価が必要。
18. P-PFIにおいて、ハードだけでなくコミュニティ醸成等のソフト機能が導入されている事例を紹介してもらいたい。

(6) 論点⑤「社会実験施設設置のルール」に関する意見

19. 太陽光発電施設等の占用物件を設ける場合でも、都市の中での公園の機能であるオープンスペース性の確保は重要である。地域にとってプラスになる施設、防災に貢献する施設等に限定するなど慎重な検討が必要である。
20. 行為の公募や、行為の一括的な許可制度については検討してもよいだろう。

(7) 論点⑥「公園におけるデジタル化の促進」に関する意見

21. 公園のサードプレイスとしての活用検討と関連させつつ、技術を導入していくことが必要。
22. 多様な主体の参加や適正な管理のためには社会基盤情報（建築物の修繕履歴や植生の情報等）のデジタル化、見える化が必要であり、それらデータを活用した実験に取り組んでも良いのでは。
23. 公園の命は緑であると認識している。公園の緑を最大化するためにデジタルの導入をするという考え方が重要である。緑を増やすと維持管理費が増大するが、デジタル技術によりコストを抑制する取り組みが必要である。
24. 公園のデジタル化には産総研や他省庁が開発している技術も活用するなど、横断的な取組が必要。
25. デジタル化の普及促進には、デジタル化による管理者へのメリット（管理コストの削減等）を掘り下げて議論できるとよい。

【参考】Park-PFIの活用事例：としまみどりの防災公園（東京都豊島区）

- 池袋副都心と木造密集地域に隣接する地域の特性から、延焼防止、ヘリポート、物資集配等の防災機能強化と地域の賑わい創出を両立させるため、Park-PFIを含む公園の設計・施工・管理運営が一体で募集され、専門企業4社で構成されるコンソーシアムが参画。
- 公園の管理運営では、Park-PFIで設置したカフェ運営、地域の住民や民間事業者等と連携して行う様々なイベント等を指定管理者が一体的に管理・運営することで、池袋周辺地区の新たな賑わい・交流拠点となっている

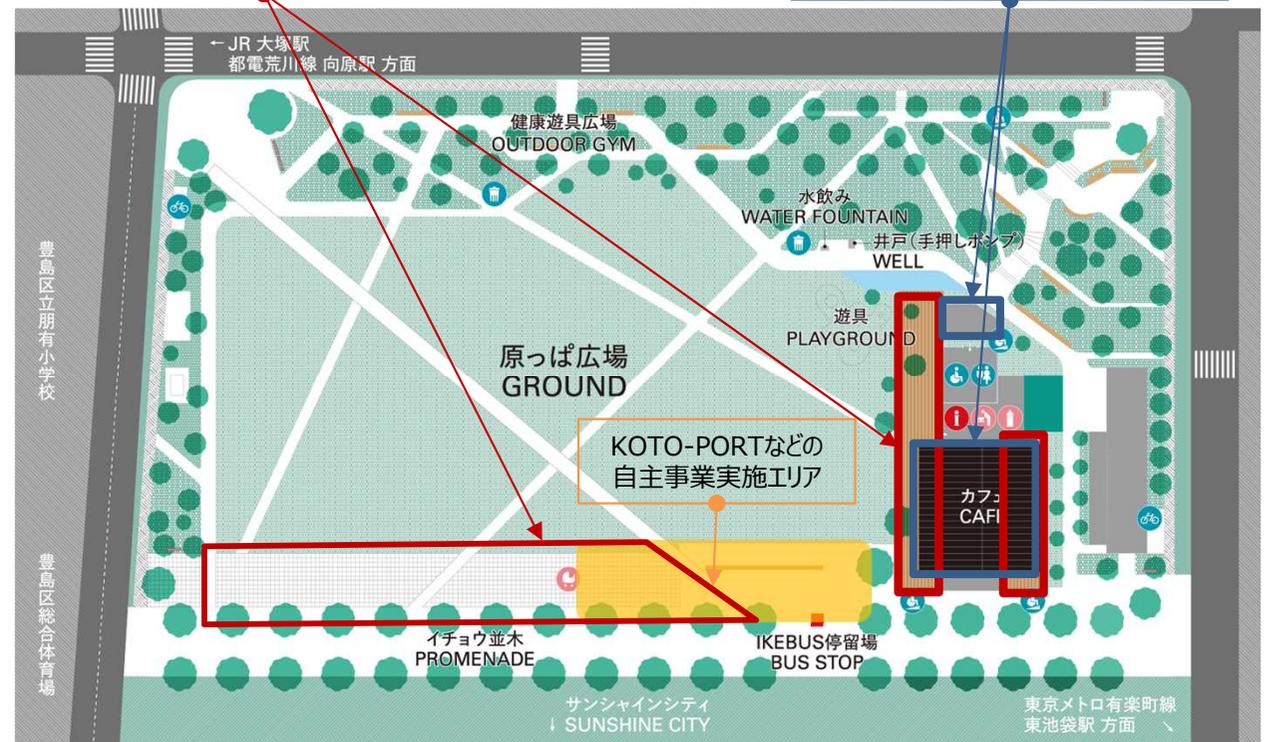
整備費の行政負担なし

- 特定公園施設
- ・管理棟周辺の木製デッキ
 - ・大型車両通行可能な舗装の一部

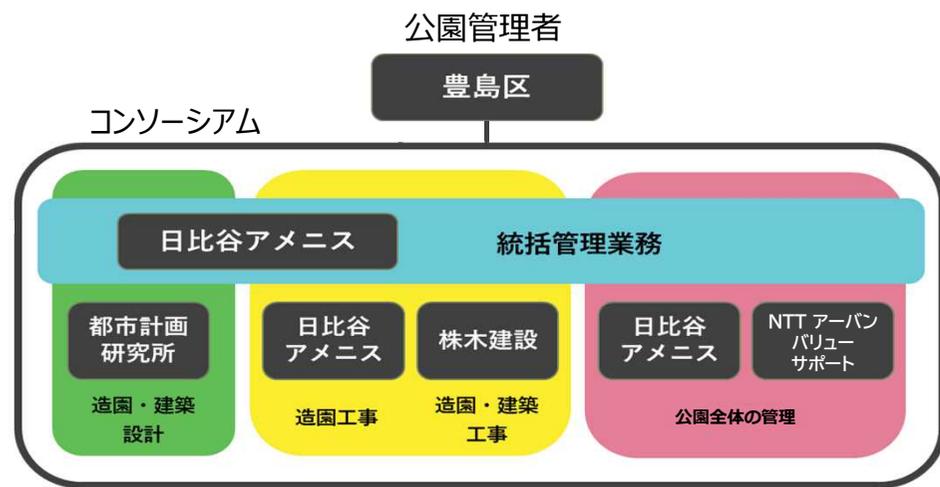


年間使用料約7,500円/㎡・月

- 公募対象公園施設
- ・カフェ（内装）
 - ・KOTO-PORT OFFICE（自主事業の事務所）



- 公園面積：17,000㎡
- 公募対象公園施設面積：211㎡
- 事業者：日比谷アメニス・都市計画研究所・株木建設・NTTアーバンバリューサポートコンソーシアム
- 事業期間：2020年7月～2030年3月（20年間まで延長可）



○コンソーシアムでは、設計、施工、管理運営が分担されている



○指定管理者である日比谷アメニスとNTTアーバンバリューサポートが、地域と連携しながら公園の管理運営を担っている

【参考】Park-PFIの活用事例：木伏緑地（岩手県盛岡市）

- 盛岡駅周辺の地元企業による地域循環経済のため、地元資本によって設立されたゼロイチキョウ合同会社が事業者となって、魅力不足が課題となっていた木伏緑地に地元飲食店を集積させるとともに、公衆用トイレや芝生広場を一体的に整備
- 利用者数の増加のみならず様々な波及効果が生まれており、今後、北上川沿岸という立地を活かし、カヤックなどウォータースポーツを楽しむ拠点づくりやイベント、河川敷でのキャンプなどアウトドアアクティビティの提供も予定



地域の多様な主体の支援により支えられている事業体制



日平均利用者数（再整備前と2021年10月時点との比較）

	再整備前	再整備後
平日	約650人	約830人
休日	約400人	約1,500人

事業・波及効果

- ①地域循環経済**
民間収益施設の坪当たり賃貸価格を相場（約3.5万円）を下回る2.5万円に設定し、地元資本6社が参入
- ②近隣不動産への投資誘導**
開業後、盛岡駅東口エリアの公示地価が上昇
- ③雇用創出**
約150人の雇用が創出
- ④経済合理性に基づく事業構築**
事業者の投資回収は10年程度の見込み